

評 議 員 選 出 規 則

(総則)

第1条 この規則は、当法人の定款第8条第6項に基づき、評議員を選出する手続に関する事項について定める。

(評議員の定数)

第2条 評議員の定数は、正会員の6%を超えることはできない。

(評議員候補者の資格)

第3条 定款第8条第2項1号所定の「正会員」は、正会員のうち選出される日が属する年の4月1日の時点で65歳未満の者とする。

② 次の各号に掲げる要件を全て満たしている者は、定款第8条第2項2号所定の「整形外科外傷等の治療に関して造詣が深く、これに関して顕著な業績を有する」ものとみなす。

1. 継続して10年以上会員となっていること
2. 整形外科外傷等に関する論文を少なくとも10編（ただし、これには主著者となったものが少なくとも2編含まれていなければならない。）著していること
3. 前号の論文のうち少なくとも5編（ただし、これには主著者となったものが少なくとも1編含まれていなければならない。）が「骨折」誌に掲載されていること

③ 理事会は、評議員がいない都道府県に属する正会員に限り、その決議によって、前項各号に掲げる要件を満たしていない者を定款第8条第3項第2号所定の「整形外科外傷等の治療に関して造詣が深く、これに関して顕著な業績を有する」ものとみなすことができる。

④ 前項に定める理事会の決議の効力は、当該正会員が所属する都道府県から新たに第3条②項に該当する評議員が複数名選出された時点で失効するものとする。なお、当該時点において、当該正会員が第②項各号に掲げる要件をいずれも満たしているときは、当該正会員は、評議員たる地位を失わない。

(資格継続)

第4条 前条第②項の規定にかかわらず、過去に評議員に選出された者については、学会活動等、を行っている場合に限り、定款第8条②項2号所定の「整形外科外傷等の治療に関して造詣が深く、これに関して顕著な業績を有する」ものとみなすものとする。

② 定款第8条第3項ないし第5項の規定は、前項の場合にも適用される。

(評議員候補者の選出の告示)

第5条 評議員候補者を選出しようとするときは、理事長は、原則として当該議題を目的とする理事会の日の3か月前（なお、それが困難な事情があるときは1か月前）までに、評議員に対してその旨を適当な方法で通知（告示）するものとする。

(評議員候補者の選出)

第6条 2名以上の評議員は、共同して、理事長に対し、原則として定款第8条第3項の理事会（以下「選出理事会」という。）の1か月前（なお、それが困難な事情があるときは2週間前）までに、評議員候補者として適当な正会員を推挙（推薦）することができる。

- ② 前項の推挙にあたっては、推挙者は、前項の期限までに、理事会が定める必要書類を提出しなければならない。
- ③ 第1項に基づいて推挙した者がそれを撤回するときは、原則として選出理事会の日の3週間前（なお、それが困難な事情があるときは1週間前）までに、推挙者本人の自署による撤回届を理事長に提出するものとする。

以 上

2015年11月17日制定（法人設立時）

平成27年（2015）年1月22日
平成26年度第3回理事会にて第3条④を改訂

2024年1月25日
2023年度第4回理事会にて第2条、第4を改定予定